

## 審査基準表

(庁内 審査者用)

審査項目		審査基準	評価	補正係数	配点
1 全体事項					25
1-1	業務目的の理解	・業務目的を正しく理解し、実現性が高く具体的な提案となっているか。	5	2	10
1-2	業務実績等	・業務実績があり、得られた知見を本業務に活かす提案となっているか。 ・屋外広告物条例及び河川法に係る業務内容や行政情報システム業務知識など、当該事業を実施するために必要な専門的知識や情報を有しているか。	5	3	15
2 システム構築における設計及び開発について					40
2-1	プロジェクト管理	・円滑に本事業を遂行できるよう計画的なスケジュールとなっているか。 ・委託者と綿密に調整等を行いながら本事業を遂行できる計画及び体制になっているか。 ・屋外広告物管理システムをベースとしながら、河川法の管理システムにも適正に対応できる仕様を構築できる計画となっているか。	5	4	20
2-2	管理システムの設計及び開発	・屋外広告物条例及び河川法に係る制度や手続きを反映した、職員の業務改善につながる、利便性が高く使いやすい設計が具体的に提案されているか。 ・利用者の要望等を柔軟に取り入れながら開発できる計画となっているか。	5	4	20
3 システム構築におけるテスト及び導入支援					50
3-1	各種テスト計画	・利便性や使用性の向上に向けて、委託者と連携したテスト計画が提案されているか。 ・テスト結果がシステム開発に十分反映される計画になっているか。	5	3	15
3-2	データ移行	・各所属で形態の異なる複数のデータについて、委託者の最小限の負担のもと、円滑かつ計画的に移行できる計画が提案されているか。	5	4	20
3-3	研修（操作説明）	・円滑な導入に向けた丁寧な研修計画が提案されているか。 ・屋外広告物条例及び河川法に係る制度や手続きに沿った、わかりやすく実用的なマニュアル作成につながる計画となっているか。	5	3	15
4 実施体制等					25
4-1	実施体制	・プロジェクト管理者は、同様のシステムの開発に取り組むなど、豊富な実績を有しているか。 ・柔軟性や即応性を有した現実的な業務実施体制が提案されているか。 ・プロジェクト管理に関する適切な提案がなされているか。	5	4	20
4-2	秘密保持と公平性の確保	・情報管理の徹底が図られる提案となっているか。	5	1	5
<b>A 審査点合計</b>					<b>140</b>

## 見積金額による価格点

審査項目	審査基準	配点
本業務にかかる見積金額について	【(1-見積金額/上限金額 × 1.1) × 10】	10
<b>B 価格点合計</b>		<b>10</b>
<b>合計 (A+B)</b>		<b>150</b>

(1) 総合評価点 (満点150点) : (審査点 (委員9名の平均点・満点140点) + 価格点 (満点10点))

(2) 審査項目の重要度に応じて係数による補正を行う。

(3) 評価が高いものを5点、評価が低いものを1点とする5段階評価とする。

※最低限の要求水準を満たしていると判断される場合の基本点を3点とし、要求水準を上回っていると判断されるものは加点、要求水準を下回っていると判断される場合は減点を行う。提案がない項目は0点とする。